

## 《食品・飲食物の取扱いに関するご注意》

**地下広場でのイベントで食品・飲食物を取り扱う方は、2018年の食品衛生法改正に伴う営業許可制度の見直しにより、2021年6月1日より、原則保健所に「営業届出」を行うことが必要**となります。これまで営業許可等が不要とされていた品目でも、届出対象となるものがあります。また、営業届出の際には、**HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施及び食品衛生責任者の設置**が必要です。

以下、主な留意点をご確認の上、必ず関係官庁に事前相談し適切に申請と準備を行ってください。

### ★食品・飲食物を販売する場合

#### ＜営業の届出が必要な品目＞

①従来は臨時営業許可の対象品目  
例：食肉（包装済）／魚介類（包装済）／乳類／弁当等  
⇒今後は臨時営業許可申請ではなく営業届出が必要となります。

②従来は許可不要だった品目  
例：野菜・果物／卵／パン／菓子・乾物（冷蔵・冷凍品）等

#### ＜営業届出の必要がない品目＞

常温で長期間保存しても、腐敗等による食中毒等の発生のおそれがない包装食品  
例：缶詰、レトルト食品等

保健所に申請方法等をご確認の上、「営業届出」を行ってください。  
また、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の設置を行ってください。

詳細は **札幌市保健所「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」**をご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/info/30syokuhineiseihoukaisei/eigyominaoshi.html>



※試飲・試食には**保健所の許可や届出は不要**です。但し、食中毒を起こさないよう**簡易手洗い設備等**を設置し、衛生的に実施してください。万が一、食中毒等が発生した場合は処罰対象となります。また、試食品を**加工・調理する場所はありません**。⇒具体的な実施方法は保健所にご相談ください。

### ●その他の留意点・保健所ルールとの相違点

#### ◆販売・提供不可としているもの（試食含む）。

- ・生もの、水産物（水分を多く含み、無包装であるなど汚染防止措置が取られていない水産物等）
- ・無包装の食品の販売（ケーキ、パン等）

#### ◆地下広場の構造上、販売等の営業が出来ないもの。

- ・裸火を使用したり、調理等によって煙や匂いを発するもの：歩行空間の運営に支障をきたす恐れがあるため。お湯を沸かす行為も調理にあたるため、コーヒーマーカー等の使用はできません。
- ・臨時営業許可を取る為にテント等を張る必要があるもの：地下歩行空間内では保安上の理由からテントを使用したり天井を設けることが禁止の為。例）ソフトクリーム、コップ等で提供する飲料

#### ◆水に関するご注意

- ・地下歩行空間内には、**給水・排水設備がありません**。また、**トイレ・洗面所の水は使用できません**ので、水もすべて主催者側でお持ち込み、お持ち帰りください。
  - ・水等がこぼれるなどした場合にはすぐに拭き取り、清潔な環境の維持に努めてください
- ⇒雑巾・モップ等は主催者側で用意してください（**トイレ・洗面所で雑巾やモップ等を洗うことはできません**）。

#### ◆電気に関するご注意

- ・食品の温度管理のため、**冷凍・冷蔵庫等**が必要な場合、使用できる**電気容量に上限**がありますので、事前にご相談ください。搬入に制限がある他、諸条件により使用出来ない、又は機材変更が必要な場合があります。

## ★アルコール類を販売する場合

保健所への確認・届出に加え、**札幌中税務署**から**期限付酒類小売業免許**を受ける必要があります（酒税法第9条第2項）。

**期限付酒類小売業免許**は酒類製造業または酒類販売業の免許を持っている事が前提で、以下の**3要件をすべて満たす**ことが必要です。

- 1) 酒類を販売する目的が、特売又は在庫処分でないこと。
- 2) 販売場は、契約等により場所が特定されていること。
- 3) 開催期間または期日があらかじめ定められていること。

このうち、届出の要件を満たす（開催期間が7日以内等）場合については、販売場を開設する**10日前までに届出**を、届出の要件に該当しない場合は**2週間前までに申請**が必要です。⇒詳しくは札幌北税務署にご相談ください。

※取得した期限付酒類小売業免許のコピーを**初日営業開始前に当社に提出**してください。

**申請要件の詳細・申請方法（必要書類等）**は、下記国税庁HPをご覧ください。か、**札幌北税務署（酒類指導官）**にご確認ください。なお、申請・届出の**提出窓口は札幌中税務署**となりますのでご注意ください。

- アルコール類の試飲を行う場合、必ず**年齢確認**を行ってください。また、他の食品・飲料類と同様、**簡易手洗い設備等**を設け衛生的に実施してください。
- 飲み残しや余った酒類、氷等を**トイレ・洗面所に流す事はできません**。すべて持ち帰ってください。
- 地下歩行空間内には、**給水・排水設備がありません**。また、**トイレ・洗面所の水は使用できません**ので、水もすべて主催者側でお持ち込み、お持ち帰りください。水・アルコール等の液体がこぼれるなどした場合にはすぐに拭き取り、清潔な環境の維持に努めてください。  
⇒雑巾・モップ等は主催者側で用意してください（**トイレ・洗面所で雑巾やモップ等を洗う事はできません**。）
- イベントで発生した**ゴミはすべて持ち帰ってください**。

### ★お問い合わせ先

■ **営業届出・臨時営業許可について**：企画検討段階で早めにご相談ください。

札幌市 中央保健センター 生活衛生担当

〒060-8612 札幌市中央区大通西2丁目9 中央区役所5F ☎011-205-3356

札幌市保健所ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/jigyosha.html>

■ **酒類小売業免許について**：企画検討段階で早めにご相談ください。

札幌北税務署 〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号 ☎011-707-9259（酒類指導官へ）

国税庁ホームページ：

販売業免許のQ&A→ <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03b/09.htm>

申請書類 → <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/menkyo/tebiki/kourigyoyou2006/index.html>

※各種申請書・届出書の**提出窓口は札幌中税務署**となりますのでご注意ください。

札幌中税務署 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 ☎011-231-9311

■ **地下広場のご利用について**

札幌駅前通まちづくり株式会社

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌駅前藤井ビル8F ☎011-211-6406

札幌駅前通地下広場公式ホームページ：<http://www.sapporo-chikamichi.jp>